

平成30年度 第3回新見市水道事業運営審議会 会議録

【日 時】 平成30年11月28日（水）13：30～15：30

【場 所】 新見市役所 南庁舎3階 大会議室

【出席者】

- ・ 委 員 中川和洋会長、立花副会長、小河委員、小郷委員、西川委員、豊田委員、林和美委員、三上委員、松田委員、大西委員、林司朗委員、赤木委員、内田委員、長江委員、妹尾委員 計15名  
(欠席・・・赤坂委員、中川初美委員、山崎委員)
- ・ 市関係者 池田市長、小林建設部長
- ・ 事務局 大西課長、吉川課長補佐、中田主任、岡主事
- ・ アドバイザー 井谷公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）

【議事次第】

- 第3回新見市水道事業運営審議会
  - 1. 開会
  - 2. あいさつ
  - 3. 議題
    - (1) これまでの課題整理について
    - (2) 水道料金の概要について
    - (3) 水道料金の考え方について
    - (4) その他
  - 4. その他
  - 5. 閉会

【配布資料】

- ・ 新見市水道事業運営審議会配席図
- ・ 第3回新見市水道事業運営審議会資料

【会議内容】

- 第3回新見市水道事業運営審議会
  - 1. 開会  
大西課長

## 2. あいさつ

中川和洋会長

みなさんこんにちは、毎回お話していますが、安全で安心して飲める水道ということで取り組んでおるわけですが、ところが色々上水道・簡易水道がゆくゆくは同じ会計になってかなり厳しい状態になってくると聞いておりますので、いろんな問題点があるんじゃないかなと思っておりますし、簡易水道についてはかなり国からの助成とかがあって、今はいいですが、今後はかなり厳しくなると考えております。この会議も第3回ということで、委員の皆様だいたい雰囲気慣れてきたと思いますので、基本的には、全員の方が質問していただいて会議の内容を盛り上げていきたいと思っておりますので、どうぞ、ご協力の程よろしく願いいたします。以上でございます。

## 3. 議題

### (1) これまでの課題整理について

事務局説明

・第3回新見市水道事業運営審議会資料P1～8を説明

<質疑応答・意見と回答>

■委員 P2の「負担の公平性が阻害される」ということですが、一般会計からの繰入金の割合について教えていただきたい。

□事務局 平成29年度の一般会計の占める割合は、簡易水道事業で約2%に当たる額になると思われま。

■委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

■委員 委員の質問に対して簡易水道事業が2%ということですが、このまま簡易水道事業を進めていくにあたり、今後5年で2%の割合がどのくらいになるのか見込みを教えてください。

□事務局 一般会計側の財政的な計画がありまして、財政当局とのからみがありますので、推移というのはこの場では明確にお答えができませんのですが、平成29年度ベースで4億7千万円程度の繰出金があります。先ほど説明したとおり、過去5年間に起きましたは4億5千万円程度の繰出金が簡易水道においては、必要になってきているという現状を捉えていただきたいと思っております。全体の経費の中でどれくらい必要になってくるかは、事業の節減とか投資の部分で増減があり、現在、割合の推移はお答えできません。

■委員 P2の繰入金のとこだけを見ると「本来一般会計の財源で実施

すべき福祉事業等への財源分配が出来なくなる」となっているので、すごく割合が高く見込まれていると思い聞かせていただきました。水道料金だけのことで、市全体の行政サービスが低下するほどのものなのか、ここの表現の仕方がどうなのかということで質問させていただきました。

□事務局

一点補足を説明させていただきます。説明しましたように、繰出金につきまして、基準内は、統合後も繰出金をいただけるものと思っておるのですが、基準外につきまして、今後は、一般会計側から負担を頂けないという繰出基準のルールになっております。これは、法令等で決まっております、このところについて、今後そういったものをどう解消していくかという事をこの会議で深めて行かせていただければと思います。

■委員

これから先、水道料金を見直すということは、今現状の2%くらいの金額のところを水道料金の値上げでカバーするということですか。

今の基準外繰入金が一般会計の2%の額という話なので、基準外の繰入金が、これからできなくなるという話でしょ、基準内はできるということなので、これから先は現状維持しようと思つたら、基準外の繰入金のところを皆さんから集める水道料金でカバーしなければいけないということですよ。

□事務局

繰入金は、全体の繰入金、簡水は全体ですので、基準内は差し引いた金額になりますので、半分程度が繰出金の簡水部分になります。前回2回目の資料のP2下の表を見ていただきますと、約1億8千万円程度、毎年度、過去5年間では約2億円程度が基準内ということで、今後こういったルールでいただけるものということ。基準外の平成29年度ベースで言いますと、約2億8千万になります。先程、委員の方からご指摘がありましたように、こういったものについて、一般会計側から負担をいただけない部分になりますので、ご指摘のように、今後、水道料金で緩和させていただく部分になるのか、基準内の部分で、まだ、簡易水道と統合しておりませんので、今後、統合することによって、高料金対策という基準内をいただける部分もありますので、そういったものをいただきながら、解消することになると思います。ただしながら、前回委員からご指摘がありましたように、支出側におきまして、減価償却を簡易水道は全く見ておりません。今、非法適用ということで、法適用となって

おりませんので、簡易水道が法適用になりますと、減価償却というものを見かけ上は、見ないといけないということになってきます。そういったものを踏まえて、全体的な中で料金の見直しをご検討させていただけばと思います。

■委員 単純に言えば、基準外繰入金額をみんなで賄うという事ですよ。その色々、プラスプラス、マイナスマイナスかわかんないですけど、ベースとすれば基準外繰入金を料金アップで頑張ろうということですね。

□事務局 委員のご指摘のように、過不足分につきましては、料金の見直しについて検討させていただいて、料金の体系や料金の見直しにつきましては、後ほどご説明させていただきまして、皆様方でご検討していただくと考えておりますので、こういったことで全体の方を考えていかないということは、検討段階ということでご理解いただければと思います。

■委員 わかりました。

■委員 平成29年度の決算の実施値ということで、3年とか5年間の標準的な数字と変わらないのでしょうか。29年度の特別高くなったものがあれば、それを統計に入れたら大分誤差がでると思います。先程の基準外繰入を見ると、特に29年度の決算を使った場合だったら、高くなるとなるようなら困りますね。

P3の③④の収入も29年度決算費用。29年度決算の実績。これが特に29年度が過去3年から5年の標準的なものと似ているかどうか、それから先に発生する、統合した後もそのくらいの額で行くものかどうか。

□事務局 委員からご指摘がありましたように、29年度につきましては、ご承知かと思いますが、凍結がかなり、-10度という気象条件の要因がありまして、そういったことで、修繕料がかさんだというような特別な要因がございました。また、今統合に向けて事業を進めております、遠隔監視事業につきまして、建設改良事業について、多額の金額を投資しておりますので、そういった部分で平成29年度決算ベースについては、金額的な部分で、前年度から伸びているという状況であります。ですから、28年度と29年度を比べて見ますと決算ベースでは、金額が若干変わっているという状況です。

■委員 そういった特別な料金が高い部分があった29年度をそのまま使ったら、それ自体が参考程度しかならないでしょうね。

□事務局 シミュレーションについては、先程から冒頭でも説明しましたように、あくまでもという事で、参考資料ということでご理解いただけたらという事で、これを叩き台に議論を深めて頂きまして今後料金見直しにつきますので、抜本的な参考資料ということでご理解いただければと思います。

## (2) 水道料金の概要について

### 事務局説明

・第3回新見市水道事業運営審議会資料P9～10を説明

### <質疑応答・意見と回答>

■委員 今の決定方法の原則に関しては、今のところ質問はないのですが、話しが戻って申し訳ないですが、平成32年度から基準外繰入が全くなると言う考え方であるのか、もしくは、いくらかでもこれがまだあるということでしょうか。

□事務局 基準外繰出は、総務省という国の機関がありまして、総務省が繰出基準を設けて、法令に基づくもので、一般的に、行政的な経費について税金で賄っても仕方がないという部分について、规则的に拠出するもので、そのルールについて、支出が一般会計側から、財政当局より頂けるものというように考えておりますが、委員からのご指摘にありましたように、基準外繰出については、統合後に法適用を受けますので、そういったものは料金収入などの自分のところの財源の中でもうけてくださいということですので、基準外繰出には、今のところ支出することはできないということになっております。

■委員 このところでは、ほぼないのですが、一つ言葉を教えてください。水道法第14条第2項というところの、料金の定率又は定額をもってという、定率というのは何を指しているのですか？

□事務局 今日は、トーマツの公認会計士がご出席していただいておりますので、その点について、ご教授いただければと思っておりますので、よろしく願いできればと思います。

□会計士 トーマツでございます。改めてよろしくお願い致します。ご質問の件ですが、P9で市の方からご説明あったとおり、水道料金制度の体系自体にも、如何様にも設置自治体の方で、判断して設定することができるという中で、一部料金性であったり、

二部料金性であったり、重量料金というところで、単一型あるいは、逦増型、使えば使うほど、高くなるというようなものを逦増型というのですけれど、それらが定額であれば基本的には、一部料金制で定額料金、一番左側の料金になるわけですが、右側の二部料金制で基本と重量で分けたり、重量の中でもこれだけ水を使えばこれだけの料金設定になるというのを自由に決定することができるので、これに関しましては、決定しても良いけど、きっちり、明示的に公表してください、ということでもありますので、定率という言葉は、どちらかというところ、重量料金の設定あたりに当てはまってくるかなと思います。定額という話は、左側の定額料金のどれだけ使おうが、何をしても一定、5千円ですよとか、というようなものかなと思いますが、いずれにしても、どの自治体様もこのような料金表というものは、公表されているところがございますので、好きで公表している訳はなくて法令に基づいて公表しており、条例で設定しているというそういう流れになっているところがございます。

■委員 ありがとうございます。

### (3) 料金の考え方について

#### 事務局説明

・第3回新見市水道事業運営審議会資料P12～16を説明

#### <質疑応答・意見と回答>1

■委員 本当に水というのは命の水でありますので、痛みを分かち合っ  
て、これを乗り切らないとどうにもならない問題ではないかと思  
っておりますので、このデータを見て、専門的なことは全く  
分かりませんが、少しでも負担を小さくするように痛みを分かち  
合っ、市長さんを始め、みなさん、専門家である水道課の方の  
力を借りて、少しでも、これからの水道料金が年々人口減少とい  
うことで不安は少しあります。全く未来が見えないですけれど  
も、お力を借りたいなと、切に思っております。どうぞ、よろし  
くお願いいたします。

■委員 この全体の中で、基本料金だけで済んでいる家庭は、何割  
くらいあるのか分かれば、教えてください。

□事務局 P15をご覧ください。下の円グラフを一回目の会議の中  
で、ご説明をさせていただきましたが、すみません、P15は使

用料全体で4割程度の基本使用料の負担割合があり、一回目の資料をご提示させていただいておりますが、説明の中で、基本料金のみの方は、市内で4割程度いらっしゃる、10立方メートルくらいで毎月止まっている方がだいたい4割程度いらっしゃるということで、ご理解いただければと思います。

■委員

料金を高めていったりして、デメリットを受ける人は4割程度いるということになるのですね。

□事務局

先程の10立方メートルという基本水量の水量を下げる、上げるによって、料金の単価が変わってくるということをご理解いただければと思いますので、その辺りの議論について、私の説明が悪かったのですが、すみません、P13をもう一度委員の皆様に見ていただいて、②の中で、水道料金改定に際して、検討すべきポイントということで、基本料金と超過料金が本市の場合にありますということと、基本料金の設定においてこの金額がどうかということと、それから、口径別でそれぞれ料金を分けております。こういった料金体系をどのようにしていただくか、また、超過料金について、今、簡水と上水はそれぞれ違います、こういった料金の体系を統一するに当たって、こういったものを採用するかというような議論を今までの本市でやってきたやり方が、流れとして慣習で残っておるので、踏襲していただいた方が、市民の方のご理解を踏まえて、替えるより現行でやった方がやり易いのか、あるいは、料金の見直しを踏まえてそういった、料金体系の改定に当たって超過料金の考え方も改めるのか、こう言うことで、料金の計算を踏まえて色々と議論をいただければと思います。

■委員

分かりました。

それと、もう一点、今上水道では、単一式の料金体系を取っていて、簡易水道では、逡増式ということですが、逡増式を単一料金にした場合には、金額は上がるのですか下がるのですか。

□事務局

超過料金につきましては、今後内容を決めまして、上がるか下がるかというのは、議論させていただこうと思いますが、数値的なものはまだ示しておりませんので、単純に置きますと、仮定で簡易水道が上水道にそのまま合わせてしまうと、見てのとおりに、必ず上がるというのは、ご理解いただけるものと思います。

■委員

はい、わかりました。

上水道の人は、年間1億円近く利益が出ているということで、それを差し引いたら基準外のものが、1億7千・8千万円必要になるということで、また、大変だと思いますが、是非とも上水道の地域の人が、あまり、負担が一気に上がってしまわないようなことだけは、考えてやっていただきたい。

■委 員                   メーター使用料というものは、簡易水道は、全然取ってないのですか。

□事務局                合併後は徴収しておりません。合併以前も旧4町、旧新見市においても、メーター使用料を取っていないということで、確認しております。

■委 員                   メーターの耐用年数というか、これは、10年ぐらいで替えるんじゃないかな。

□事務局                これはですね、計量法という法律がございまして、メーターとかその数値で換算して料金を徴収するにあたっては、8年という耐用年数があるので、8年が来るとメーター交換を私どもは、させていただいております。

■委 員                   ほんなら合併後した時に取ればよかったものを取ってなかったということじゃな。同じ用にメーターが付いてるんじゃないか、こりゃあとってもええような感じがする。

□事務局                合併時に簡易水道について、料金体系が、地域ごとにバラバラでしたが、合併後統一しました。統一後については、メーター使用料ついで、議論がなったため、現在に至っている状況でございます。

■委 員                   わかりました。  
草間・足見は非常に今年水害で、皆さんに迷惑をかけたことでもあるし、できれば上がる言うことは、上げなければいけないだろうけど、その辺を考慮していただく言うても、うちだけの簡易水道だけ考慮いう訳にはいかんのじゃけど、できるだけその、今度の会議の時には、シミュレーションというか、あれを出して、これでこういう風に数字が出ると思うけど、今、1年・2年は、被害を受けているところへ、今度は、水道料金を上げるようなことは、どうかと思いますので、その辺よろしく願います。以上です。

■委 員                   私は基本料金の4割の中の一人でございますが、春になると農業やっている関係で、非常に、水道水を使う機会が多くなる。これが、上水道なりの金額になると水道水を農業には使えなく

なるか、他の方法を考え、井戸とか考えたりしなければいけないような事態が起きると思います。それについて、農業に使う場合、確定申告で微々たるものなので、出してないのですが、金額が上がるとなれば、そういう経費としてみてもらうことは、できるのでしょうか。

事務局

税務的な問題になりますので、公認会計士の方からご回答を。

会計士

おそらく、水道課さんに確認する内容にならなくて、費用が落ちるかどうかは、税当局さんのご判断になりますので、私は明確なご回答は差し控えた方が良くと思います。当局にご確認いただくのが良いかと思います。上水と簡水のどちらですか。

■委員

簡水

会計士

簡水なら水を使えば使うほど高くなる設定になっておりますので、いっぱい使っているのであれば、もしかしたらそこまで影響出てこないかもしれない、100tとかは、ちょっと多いですが、そこは計算してみないとなんとも言えないかと思います。3万くらい使う。

■委員

会計士

3万も使うのであれば、100t以上は、上水と同じ料金になりますので、おそらくそんなに影響はないんじゃないかと思う気がします。3万であれば。

ただ、上水と比較した時に、上水は216円で、簡水も100t以上は、216円になるので、上水と簡水の比較でいくと100tまでは、確かに変わるのですが、100t以上は同じ料金になっています。

事務局

また、税務の方とですね、相談していただければと思うので申し訳ないのですが、ここでは、議論にはならないと思います。

■委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

事務局

今の料金体系のことに付きまして、参考ということで、少し数値をお知らせさせていただければと思います。基本水量を付している自治体というのが、日本全国の水道事業者の中で、29年4月1日現在の資料になりますが、約74%、それから、重量料金で単一型が約32%ですので、逦増とか逦減型が68%ということになってきます。そして、もうひとつ、用途別、口径別、その他の料金体系につきましては、用途別が約32%、口径別が57%、単一型の料金制、その他料金が11%ということになってきますので、本市が採用しております料金体系というものは、口径別の基本水量付きですので、パーセンテージ

的には、多いところの部類、一番多くの自治体が採用している料金体系に入っているかと、ただ、重量料金、超過料金につきましては、簡水が逓増型ですから、全体の68%占めているような料金体系の中におりまして、上水は単一型ですので、全体の32%占めている体系の中にいるというような、状況で現在水道料金の方は徴収させていただいております。

■委員

今日の説明の中で、料金の体系について議論は良いかと思いません。料金の体系を設定して議論した上で、しかしながら、財政的なことも必要になってくると考えられる。先程、議論の中で、一般会計から財政的に繰入をしている。基準外繰入については、あくまでも赤字補填なので、公営企業となった場合、それはできないということですが、基準内繰入は、法令の根拠があって出来ると思われそうですが、基準内繰入を一般会計から繰入れる場合のシーリングといいますか、法令上の根拠はあるのでしょうか。現在の場合でしたら、2%ですか、基準外を含めて、4億5千万円繰入れております。しかしながら、基準外ができないとなれば、基準内で、繰入れる額が一般会計の何%までとか、公営企業法の中で示されているのか、あるいは、自治体によって判断するのか、その辺のところはいかがでしょうか。

□事務局

基準内繰入れの基準につきましては、パーセンテージとか金額とかいうものではございませんので、上水道事業で言いますと、消火栓等利用する費用であるとか、公共施設における無償給水に要する費用であるとか、そういう項目ごとに決められておりました、その中で支出したものがあれば、基準内でいただけるということ。高料金についても同じように基準で決められている額以上のものがあれば、その分については、繰入れをいただける。簡易水道につきましては、統合に関わる物の中でいえば、統合前に建設した経費について条件はありますが、元利償還金の1/2を見てもらえると、統合後に実施する改良工事の中で、条件にあるものについて1/2程度の元利償還金について繰入できるとか、各項目に応じて基準がありますので、それに基づいた計算式で基準内の繰入金は決まってくる。

■委員

おおまかに繰入れの中で認められているということではないのですね。各項目があって具体的に簡易水道であれば、該当すれば1/2認められるということですね。

□事務局

そうです。毎年繰入金については、国のほうから文章が送られ

てくる中の項目に当てはまればその決められた率で繰出をすることができるということになっております。

■委員

そうしますと、地方公営企業法の特別会計第17条の2第2項の中に補助というのがありますが、それは、別の内容ということですよ。

条文を読みますと、第17条の3。あくまでも災害等があった場合に該当。

□事務局

公営企業方の条文を持って来ていませんので、公認会計士の方からお願いします。

□会計士

今、私も条文を持合せてないのですが、17条の補助には当たりません。あれは、災害があったとき。もう一つ前の16条か、同じ17条か、失念してしまったのですが、公営企業の当てられない経費、一般会計で負担すべきものは公営企業法で定められていて、具体的な項目自体はないのですけれど、公営企業において経営を持っては当てられないものについては、一般会計から負担するものとするというような条文があって、公営企業の経営をもって当てられないものは何ですかというと、先程から出てきている、総務省が毎年出している繰出基準というものが、該当するであろうという条文が当たってくるということです。

■委員

ありがとうございます。その説明が、17条の2項ということですか。

■委員

今までの説明で、料金改定はやむを得ないというような気持ちはもちろんあるのですが、一番は正直な気持ち、いくら上がるのか、一気に上がってしまうのかというのが、一番素直な今の気持ちです。

□事務局

料金の改定につきましては、今後、色んな資料を集めたりして次回お示しをさせていただこうと思うのですが、先程、説明をさせていただきました料金体系について、P13にあります、検討すべきポイント、今回4項目上げさせていただいておりますが、そこについて、今後シミュレーションしていく上で、参考にさせていただくために何かご意見等ございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

□委員

今後、考えていく中にかかっていくとかは別なのですが、私たちの生活相談支援センターの中にも、公共料金の支払ができないという滞納してしまう方の相談がたくさん来るのですが、水

道料金の支払で、皆さんがきちんと払われて、ここの今まで出来た有収率であったりとか、資産がどれくらいなるか計算されていると思うのですが、実際に新見市の中で水道料金の滞納というか、未払いの料金がどれくらいあるか何%あるかという辺りを踏まえて計算していかないと、皆さんが払われるという前程で料金が上がったら、今後料金が払えない人も出てくる。電気代はすぐにバチッと止められてしまうのだけれども、水道は、どちらかというと緩やかに止めてくださるので、それをずるずる続いてしまうことになるとお金が入ってなくなるということにも繋がってくるので、その辺りを教えてもらえたらと思います。

□事務局

第2回の資料のP9をご覧くださいと思いますが、半分から下のところの徴収強化により収納率の向上というところを見ていただければと思います。上水道と簡易水道とも概ね、現年分につきましては、99%弱、98.8%、98.7%収納しております。当然、シミュレーションの中ではこの%を考慮するかどうかという問題は出てくるのですが、滞納有りという考え方はなかなかできないところがありますので、ここらは検討して見ますが、1%程度ですのさほどは影響出てこないと思います。ただ、100%の収納を目指していますし、水道使用料の負担の平等性からしても滞納を認めるという訳にはいきませんので、引き続き滞納については、対策を強化して行きたいと思います。

□委員

特にありません。

□委員

最後のP15のところの、今の説明いただいた分の円グラフは、平成29年の上水道と簡易水道を単純に表したものと考えればいいですか。

□事務局

29年度のメーター使用料を除いた収入額で、口径別の割合です。

□委員

これを次回にこのままを生かすのであれば、上水道で換算した場合どうなるのか、水道量を5~10立方メートル程度と書いてありますが、基本料金の方々の一番使用している水量、そういったものも把握されていると思うので、たとえば5~10というアバウトのところではなしに、8とか、その辺の区切りが見えないのですが、基本料金で済む方が急に水道料金が上がったと感じる人が増えるのか、そうでもないのか、そこら辺を次回示していただければありがたいと思います。比較を。

□事務局 システム上の話しなので、システム上では出るようことを確認しましたので、どういう形でお示しできるか分かりませんが、参考資料ということで、ご提示させていただければと思います。

□委員 お願いします。

□委員 1点、簡水と上水の事業の公益化をされているのですが、国会で公営から民営に事業を移す法案が2・3日で通過して通ると思うのですが、そうすると、水道事業というのはもっと複雑で難しく、安心して使える水が本当にこの先使えるのかというのと、料金が本当に適正な料金で買えるのかというのがすごく心配ですので、今話し合っている水道料金の改定についても、改定した料金で行こうと決まった後に、民営化になったので、この話はチャラですよということになったら、また、もう一回、今度は民営だから、その会社がうちは料金1立方メートル3千円ほしいとか、4千円ほしいですよといってくるかもしれないですよ。民営だから、儲からないと事業にならないので、儲からない部分は切り捨てていくと思うのですよ。そうすると老朽化された先の方の効率の悪い水道管はやらないからその辺は供給やめますとか、そういう心配事とか懸念とかいっぱい出てくると思うのですが、新見市としては今後、国のそういう動きに対してどのような方針で、やはり、お国の通達が来ればそれに従って民営化という風に動いていくのですか。

□事務局 今委員が言われましたことにつきましては、現在、水道法の一部を改正する法案が国会で審議されているかと思えます。その中で概要的には色々有るのですが、一番問題になっていますのが、先程言われましたように、官民連携の推進ということで民間への委託というものもあります。それともう一つは、広域連携の推進、大きなもので言えばこの二つあるかと思えます。今言われました民間連携につきましては、現在の法律では認同等の問題がありまして水道はできない。下水では浜松市とか民間委託をして経営をしております。これで、だいたい20年で90億円くらい削減することができるシミュレーションをしているみたいですが、浜松市は、政令指令都市かなり大きな街になります。このような民間委託というか、民間との連携でやっていくということが、こういう中山間地域の新見市で出来るかどうかというのは、疑問なところがございまして、なかなか

そんな簡単に民間委託が出来るような地域ではないと私は認識をしております。それと、海外の例で言いますとヨーロッパ等では民間にかなり委託をしましたけれども、水道料金が5倍にもなってまた、公営に戻ったという話もありますので、その辺は、国の流れであるとか他の自治体の動向を見ないといけないと思いますけど、基本的には民間委託の方へなるような可能性は低いという風に、現在では思っております。

- 委 員           それは国の法律で決めたのだから、全部の日本中どこも従いなさいという話しではないですね。
- 事務局           そうですね、することができるということだと思います。
- 委 員           今のところ新見市はするつもりはない。
- 事務局           現在のところは、そこまで考えていない。
- 委 員           ありがとうございました。

#### (4) その他

##### 次回審議会

日 時：(第4回)平成31年1月31日(木) 13:30~15:30

(第5回)平成31年3月20日(水) 13:30~15:30

場 所：新見市役所 南庁舎3階 大会議室

- 委 員           今日の話でないのですが、第1回目のときにいただいた資料の中で、添付の表-1.水道事業の認可等の経緯の2枚目のところに、哲西簡易水道S41.4というのがあります。市岡簡易水道のところにH19.1変更認可、大谷川ダムを水源にしますとなっていて、その後H26.3に大谷川ダム建設中止に伴い、三光川水源を新設とあるのですが、聞くところによると大谷川ダムを水源するというでかなりの量の大きいパイプの埋設が済んでいると、そういうのは今どうなっているかと聞いて来た人がいるのですが、私も知りたいと、そのまま変更になったので、取ってあるのか、何かに他に使うのか、大谷川ダム建設中止になったので、これに準じてしていた事業の補償とかはあったのですか。
- 事務局           哲西簡易水道の大谷川ダムの件でございますが、哲西の方は水源が十分でないということで、大谷川ダム、これも一つの多目的ダムになるのですが、ここの方で水量を確保するために大谷川ダムの水利権を買うという計画で進めておりました。ところ

が、民主党政権に一時変わって、ダム計画を中止にした時があると思います。その時、大谷川ダムも継続するか中止にするか議論がありまして、結果、大谷川ダムについては中止にするという結論に至りました。配水管については、現在使っていますが、大谷川ダムから哲西の浄水場に向けていくらか、導水管という、水源から浄水場へ引き込む管を同時に工事しておりました。それについては、ダムが中止になったということで、現在、道路の中に埋まったままという状態で残っています。それに、国の施策によって中止になっておりますので、それに伴う国庫の事業費については返還しておりません。

- 委員 今後使用するという事はないのですか。
- 事務局 大谷川ダムの建設予定地に向かっている管で、その時に合わせて同時に配水管を整備しておりますので、導水管を他の事へ使うということは現在のところ、ない可能性が高いと言えます。
- 委員 国からの補償はないということですね。
- 事務局 補償については、ないということです。国費をいただいておりますので、国費についての返還もなかったと思います。
- 委員 新見市とか哲西とすれば、別段経費的な被害はなかったということですね
- 事務局 被害というか、当然、全額国からいただいている訳ではないので、補助金というのは事業によって違うのですが、例えば、 $1/3 \cdot 1/4 \cdot 2/3$ であるとかそれは確かに国の補助金をいただいております。残りについては、起債という市が借入れをして工事しています。10年ほど前の話になるので、今正確な情報を持っておりませんが、その分については、まだ、償還をして市が持ち出していると思われます。
- 委員 その経費というのは、古い分の簡水の工事費とか設備費に乗っかっているということですね。
- 事務局 起債の償還、元金・利子の償還金の返済には乗っている可能性はあると思われます。
- 委員 はい、ありがとうございます。

#### 池田市長（今回の審議会の感想）

失礼をいたします。水道事業運営審議会が今回で3回目ということでございます。委員の皆様方には、本当に活発にご意見等賜りまして、ご審議いただきまして、ありがとうございます。次回から料金について具体的にお話を説明させていただき、

また、皆様方からご意見をいただくということになると思います。特徴ですが、今日説明いたしましたように上水道事業は、黒字である。そして、簡易水道事業は、赤字である。という中において、本市の水道料金が、簡易水道の方が、基本料金是一緒なのですが、増量に対してちょっと安いという部分がございます。そういう特色があります。それは、頭に入れておいていただきたいと思います。また、先程より国の方が改正水道法ということで公益化あるいは、民間の活力を借りて、安定的な運営をして行こうという法改正が動いているようでございますけれども、我々の自治体にとりましては、簡易水道と上水道を統合することによって、スケールメリットが極端に言ったらないといって良いぐらいで、非常に厳しい運営状況になるということで、前回の委員様からそういったことはしっかりと発言してほしいということで、過疎の特別委員会の委員長と県内の過疎地域との意見交換がありまして、本市の水道事業の状況をお話させていただき、全くスケールメリットがないと、返ってこういった取り残される自治体に対して支援を手厚くするよということをおっしゃっていただきましてところでございます。一方で、今改正水道法によりまして、効率的にうまくいくところには、こういったように導くような法改正がされておりますので、類似団体と一緒にあって、我々は我々として現状をしっかりと訴えてまいりたいと思います。また、次回から水道料金の見直しが具体的なことに入りますので、どうぞ、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

#### 会計士（今回の審議会の感想）

感想といいますか、全国的な動向の話ができればと思っております。今回こういう形で、新見市さんの方で審議会をされておりますけれども、新見市さんだけがされている訳ではなく、実は、全国的に水道の審議会は非常に多くされております。こういった水道に課題があるところを始めてお聞きになった方もいらっしゃるかと思いますが、人口減少とバブル期に建てた水道管の更新、技術系の職員の減少、技術の継承の3つが水道事業のインフラで必要不可欠にもかかわらず、課題であるところは全国的にも訴えられているところでございます。監査法人というところに勤めて、会計をやっているのですが、なぜ、この場にいるかといいますと国の開拓の一番最初が会計を一律にしよう、会計基準を改正したと、40数年ぶりの改正を平成26年に行いました。これは何をしたかということ会計を政治家しだいという訳ではなくて、他団体等適切に比較して自分たちのポジションを知りましょうよと、今までは、自由に会計処理を行っていたことを適切にしましょう。他団体等しっかり比較できる筋が整って、さらに国からも計画を作ってくださいと、事業計画を作ってくださいというような流れになっております。課題を解決するために、まずは自治体の皆さんで考えましょうという雰囲気になっているところで、雰囲気の中で、色んな審議会が設けられていると、私も結構参加させていた

だいておるのですが、だいたい住民代表という方が結構委員会にご出席されていて、みなさんおっしゃるのは、水道事業はこんなに課題があるとは知らなかったというご発言が結構あるのですね。そういった発言を元に当たり前の水道と考えてた私も含め、この新見市さん、自治体さんでも自分たちの孫世代にこの絶対不可欠な水道のインフラをどう引き継いでいくのかということを考えましょうというのが、審議会の位置付けなのかなと、私の方ではそういう風を感じているところですので、まさに、今日、将来の人口減少で水道の料金が見えないとか、水道法改正でどうなるのか、色んな活発なご意見が出て、意見交換が出されてすごく良い、委員会だなと感じていたところでしたので、引き続き意見交換が出されると良いなと感じました。以上でございます。

## 5. 閉会

立花副会長

みなさまには貴重なご意見を多数いただき、ありがとうございました。皆様大変お疲れでしたが、また次回もよろしくお願いいたします。